

畜 第 7 9 1 号
平成28年 1月14日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



韓国における口蹄疫の発生に伴う防疫対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策へのご協力とご理解を賜り感謝いたします。

このことについて、別添「韓国における口蹄疫疑い事例の確認について」（平成28年1月12日付け27消安第5076号）のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

我が国における口蹄疫の発生については、平成22年の宮崎県での事例以降確認されておりませんが、中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O型、A型）の発生が続発しています。このため、本県への侵入防止を図ることを目的に、これまでも「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成27年12月16日付け鹿児島県農政部畜産課長通知）などにより、畜産関係者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等の防疫対策の徹底をお願いしてきたところです。

このような中、我が国との間で人の往来や物流が盛んである韓国において、約8ヶ月ぶりとなる口蹄疫（O型）の発生が確認されたことにより、我が国への侵入リスクは一段と高い状況になったと考えられます。

つきましては、傘下会員等に対して、飼養衛生管理基準の遵守など侵入防止対策の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：口蹄疫の発生に関する情報>

URL http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodonoogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 大菌・濱崎

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599



写

27消安第5076号

平成28年1月12日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

韓国における口蹄疫疑い事例の確認について

近年、韓国を含め中国、台湾等の東アジア地域においては、口蹄疫の発生が続発しておりますが、標記について、昨日、韓国家畜衛生当局から、全羅北（チョルラブク）道 金堤（キムジエ）市の豚飼育農場において口蹄疫の疑い事例が確認された旨の発表がありました（概要は別添参照）。（日中韓シンポジウム等において構築された二国間のチャンネルにより、韓国家畜衛生当局の担当官から直接当課職員に提供された情報によれば、O型による発生と確定したとのこと。）

また、これから春節（2月8日）を迎えるに当たり、これまで以上に人の往来や物流も盛んになり、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況になると考えられます。

つきましては、「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成27年12月11日付け27消安4581号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づき、口蹄疫の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう改めてお願いいたします。

その際、特に、強化通知の記の1に基づき、本情報を家畜の所有者、関係機関、関係団体等に確実かつ迅速に周知いただいた上で、同通知の記の5に規定する早期通報の再徹底並びに記の6に規定する迅速かつ的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認を実施いただきますようお願いいたします。

なお、今般の事例を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して、水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。

(別 添)

2016年1月11日現在

韓国における口蹄疫の発生状況 (2016年1月以降)



○2014年以降の韓国における口蹄疫の流行(O型)

・2014年7月～8月: 3件(豚3件)

慶尚北道(2件)、慶尚南道(1件)

・2014年12月～2015年4月: 185件(牛5件、豚180件)

忠清南道(70件)、京畿道(56件)、忠清北道(36件)、江原道(11件)、
慶尚北道(8件)、仁川広域市(2件)、世宗特別自治市(2件)

※最終発生日: 2015年4月28日(忠清南道洪城郡 牛)

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2016年1月12日15時00分付け)

全羅北道金堤市、豚農場で口蹄疫 (FMD) 発生

- 口蹄疫の危機段階を上方調整 (「関心」→「注意」)、全羅北道と忠清南道地域に対し、13日00時から24時間の一時移動停止措置 (Standstill) 発令

出典URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155447618§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2016&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

(発生状況) 農林畜産食品部 (イ・ドンピル長官) は、1月11日 (月) に口蹄疫の疑い事例を申告した全羅北道金堤市の豚農場について、農林畜産検疫本部で精密調査をした結果、1月12日 (火)、口蹄疫に感染 (血清型: 0型) していたと明らかにした。

今回発生した口蹄疫は、2015年4月28日以降、8か月ぶりに発生したものであり、血清型0型は現在、韓国で接種しているワクチン (血清型0-3039、01-Manisa) の種類である。

発生農場は670頭の豚を飼育する肥育専門の委託農家であり、1月11日に30頭の豚で口蹄疫の臨床症状が確認されたことから、農家が全羅北道金堤市役所に申告し、全羅北道畜産衛生研究所の現場における簡易診断キットの検査及び農林畜産検疫本部の精密検査の結果、本日午前に口蹄疫陽性と確定診断された。

(これまでの推進状況) 農林畜産食品部は既に、口蹄疫の危険時期 (冬季) を受けた集中防疫管理のための特別防疫対策期間 (2015年10月~2016年5月) を運営してきている。

農林畜産食品部や自治体、生産者団体では、状況室を設置・運営中であり、豚農場間の移動 (取引) 時の検査証明書の携帯制の施行、再発リスクが高い発生地域に対するワクチンの一斉接種、ワクチンの供給及び抗体形成率が低い農家への指導や奨励などのワクチン接種管理、と畜場出荷豚のNSP抗体検査の強化など、強度の高い防疫措置を推進してきた。

今回、全羅北道金堤市で口蹄疫が発生したことにより、1月11日の申告直後に以下のような措置を実施した。また、農林畜産食品部長官主催で、全羅北道・検疫本部・防疫支援本部・農協などが参加する緊急状況点検会議を開催し、状況を確認して対策について議論した。

- ① (危機段階調整) 1月11日から、政府の危機管理マニュアルに基づく危機段階を「関心」から「注意」に上方調整し、食品産業政策室長を状況室長とした口蹄疫防疫対策状況室を設置した。

②（緊急防疫措置）まず、発生農場に初動防疫チーム、疫学調査チーム、中央起動防疫機構を投入し、発生農場及び半径3km以内の偶蹄類飼養農場（118か所）について、移動制限措置を行った。

（殺処分）発生農場については、改正された口蹄疫緊急行動指針（SOP）に基づき農場内の豚全頭を処分した。

*口蹄疫ワクチンを接種している種類の口蹄疫が発生した際の殺処分の範囲：

（改正前）抗原陽性動物及び臨床症状を示す動物

→（改正後、2015年10月）郡での初発時は、発生農場の偶蹄類家畜全頭について殺処分、発生郡内の農場で追加発生した場合は、抗原陽性動物及び臨床症状を示す動物について殺処分

（緊急ワクチン接種）全羅北道金堤市で飼養されている豚全頭（25万頭）について、緊急ワクチン接種を実施する予定である。

③（疫学調査）口蹄疫の発生原因及び侵入経路等については、現在、中央疫学調査班が投入され調査が進行中であり、既に発生があった口蹄疫ウイルスの残存の有無などを確認するために、遺伝子分析を進めているところである。

*韓国動物防疫統合システム（KAHIS）を活用した疫学追跡調査を行い、疫学関連農場43戸、飼料工場4工場、動物用医薬品会社1社、畜産車両5台、家畜糞尿施設1施設、車両の運転者4人の計58か所について防疫措置を確認した。

④（一時移動停止、Standstill）農林畜産食品部は、これまで口蹄疫が発生しなかった全羅北道で最初に発生したことにより、口蹄疫の拡散を防止し遮断防疫の効果を高めるため、家畜防疫審議会（1月12日）を経て、1月13日00時から24時間の間、全羅北道及び忠清南道全域を対象に一時移動停止措置を発令することとした。

この措置発動後すぐ、偶蹄類家畜、畜産関連従事者及び車両は、移動中止命令が解除されるまで、偶蹄類畜産農場又は家畜関連の研修会への出入りが禁止され、畜産農家、畜産関連従事者などが所有する車両は運行を停止した後、車両の洗浄と消毒を実施し、と畜場など畜産関係施設では、施設の内外および研修会全体に対して徹底した消毒を実施しなければならない。

さらに、政府は中央合同点検班を構成し、一時移動停止措置に応じた自治体の履行実態、移動制御警戒所及び拠点消毒施設運営の実態、畜産関係者やその車両の移動の有無などを検査する予定である。

そして、Standstill期間中に発生地域と危険地域に緊急ワクチン接種を開始し、ワクチン接種の効果を高める計画である。

一時移動停止措置の主な内容

（適用期間）24時間（1月13日00時～1月14日00時）

（適用地域）全羅北道及び忠清南道全地域

（対象）畜産農家、と畜場、畜産関係施設の出入車両など約4万5000か所

*全羅北道 (2万か所) : 農家14,000か所、と畜場8か所、飼料工場29か所、
車両5,300台

*忠清南道 (2万5千か所) : 農家18,000か所、と畜場8か所、飼料工場54か所、
車両5,800台

(畜産関係者などの遵守事項)

- (畜産農家) 車両運行を停止した後、車両の内外の洗浄及び消毒
- (畜産関連従事者及び車両) 所有する車両は、職場や自宅に駐車し運行を停止した後、車両の内外の洗浄及び消毒、家畜車両のGPS電源を入れたまま維持
- (畜産関連作業場) 一時移動停止発令前にその作業場に移動した場合、車両の内外の洗浄及び消毒、作業場全体の消毒
- (農協) 共同防除団を動員し、畜産農場や施設に対する一斉消毒
- (自治体) 拠点消毒設備及び制御警戒運営を強化し、畜産車のGPS装着や適正運営の有無などの集中的な取締り

(合同点検) 農林畜産食品部検疫本部中央合同点検班が一時移動停止命令の履行事項を確認

※違反時の制裁事項 : 移動停止措置の違反者は家畜伝染病予防法第57条 (罰則) に基づき、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金

⑤ (追加措置) 疫学調査の一時移動停止状況の評価結果に応じ、追加の移動制御などの手段を講じることとした。

(今後の展望) 農林畜産食品部は、最近の豚のワクチン抗体形成率が63.2% (2015年11月) 水準で2014年度 (全体平均51.6%) よりも高くなっている点などを勘案すると、全国の拡散の可能性は相対的に低いとみている。

ただし、その間のNSP抗体の検出状況などを考慮すると、口蹄疫ウイルスが循環する可能性を排除することができないため、ワクチン接種、消毒及び遮断防疫を疎かにした場合、追加発生の可能性もある。

* NSP検出状況 : 178戸の農家 (2014年12月~2015年12月、既存の発生地域を中心に検出)

全羅北道金堤市の豚農場及び疫学関連農場の緊急予防接種、発生農場の疫学関連農場の移動制限措置と消毒・遮断防疫措置を取りながら追加の拡散がされないように最善を尽くしている。